

## (仮称)市民参画条例策定委員会 月曜日グループ論点整理

### 【論点1】

- 前文に必要なものは 品格 目的(わかりやすく) 各条文の理念
- ・市民各自が市政に参画していることが認識でき、貢献していることが実感として味わえる。
  - ・住みやすい町、住んでよかった町、安心、安全、環境に配慮
  - ・若い世代に、励みとなる様な内容、表現
  - ・「私達は西宮市民であり、兵庫県民、日本国民、国際社会の一員、地球生物の人類でもあります。地球環境の再生保全活動は地球生物を大事に守ることとあわせて資源を有効に使用する必要がある。」
  - ・「参画協働の根源は個人であり、芽生えは家族から始まります。祖先を敬い、親に感謝し、兄弟姉妹は仲良く、夫婦は調和協力し、子供を育み、友人、隣人は信頼互譲と地域奉仕、助け合いを基本とします。」
  - ・「自らは、広く知識の吸収と真理の探究に努め、豊かな人格向上をめざし、社会人としての人間形成を整え、個人、家庭、地域、職業を通し、市、県、国、世界、地球環境の持続的可能な発展を目指し、積極的に参画協働します。」

#### 前文案1

西宮は、武庫の清流、穏やかな海辺、緑豊かな六甲の山並みなど、恵まれた自然環境の中にあります。市内には、二校の短大をあわせ10大学があり、また市民のための生涯学習施設や学習機会も充実し、芸術、文化、教育の豊かな文教のまちであります。

市民は健康と福祉の向上をめざして、市民と市は信頼と協力をモットーに、安心して暮らせる住みよいまちづくりに取りくんできました。さらに、西宮の伝統産業や、歴史遺産は全国に知られ、なかでも甲子園球場は高校球児の憧れの殿堂です。

しかるに、今日、本格的な地方分権の時代を迎え、地方行政にも新しい取りくみが求められるようになりました。このときにあたり、自然環境のゆたかさ、利便性、また文教都市としての優れた特性をさらに充実させ、未来に伸びゆく西宮を次世代に引き継がねばなりません。

そのためには、今まで以上に市民の活力を市政に吹き込み、市民は市民自治の担い手であることを改めて自覚し、主体的に市政にかかわらねばなりません。

そして、自律性と自主性を柱に、市民の豊かな経験と知識を市政に反映し活用させる仕組みを充実させる必要があります。

この基本理念と市民自治の原則をいしずえに、市民自治の確立をめざしてこの条例を制定します。

#### 前文案2

西宮市にはシンボル甲山、緑豊かな自然、景観があります。信仰と祈願の寺社があります。阪神間として全国に通じる鉄道、道路が整備されています。

竹細工、和紙、和ろうそくの伝統工芸が守られ、地場の酒造り、和・洋菓子など飲食事業、その他の産業、商業それぞれが活況を呈し、9の大学、生涯学習、芸術・文化、スポーツ、マリーナの諸施設それぞれが機能、活動しています。

先人がつくり培い、私達が受け継ぎ享受している郷土西宮市の姿です。

私達はこれまで地域、職域を通して「健康と福祉、愛と希望、安心と安全」西宮のまちづくりに取り組んできました。

山野、水辺、海浜の保全・再生と生物の保護・育生の環境学習活動を次世代に進めています。

私達は自らがまちづくりの主人公であることを自覚し、豊かな国際感覚、地球社会の持続的発展に心を留め、経験と知恵を市政に参画反映させ、行政と協働のまちづくり活動をおこない、その手法、状況、成果をひろく周知共有するコミュニケーション活動を推進します。

すべての活動は次世代に引き継ぐことに努めます。

## 【論点2】

条例の基本原則を盛り込むこと。情報の共有の理念を明確にする。

### 基本理念（基本原則）

市民による市民のための市民の権利と義務

市民と市（行政）および市民相互間による相乗効果を発揮

まちづくりの基本は住民自治の地域共同体、住民の意識の自主性尊重

### 市民参画や協働の理念

1. 市民参画・・・市民が市（行政）の政策などの立案、実施、評価に積極的に参加し、多数の市民の意見を的確に反映して、市民が主体となって街づくりを推進する。
2. 協働・・・民と市が互いに役割を分担して対等の立場で相互補完を行い、相乗効果的な成果を創造する。  
市の責務、市民の責務を明確にする。  
行政のサービスへの市民の参加の範囲をきめる。
3. コミュニティ活動・・・市民が快適な地域社会を実現するために自主的な意思を持ち権利と義務をわきまえて地域の課題を共有して解決に向かって行動する。

### 情報についての基本的事項

富良野市の情報に関する条文の第3条、第4条を基本とする。

上記に加えて、情報については“市内各自治会、諸団体、NPO法人、その他公益活動諸団体”に関する情報も同様に扱う。

市の情報は市民のものである。積極的に市民に情報を提供し、市民と情報を共有する。

情報の提供および、共有にあたり個人情報保護法が厳しく守らなければならない。情報発信としては次のようなものを考える。

・市広報誌・市ホームページ・市民説明会・市民講座・その他

## 【論点3】

### 市民の定義について

市内に住んでいる者

市内に通勤若しくは通学している者

市内に住所を置き、事業活動及びその他の活動をしている個人若しくは団体

・市民の定義(範囲)は参画していく場面によって変わってもいいのではないか。

住民投票の場合とパブリックコメントの場合の市民の定義(範囲)は当然変わる。

## 市民の権利について

市政に関する情報を知ること。

市政に参画すること。

## 市民の役割、責務について

市民は市民参画の基本理念にのっとり、自らの意見と行動に責任を持つこと。

市全体の公益に配慮することを基本として、市民自らが「参画と協働」および「コミュニティ活動の推進」によるまちづくりに参画するよう努めること。

- ・ 責務を義務と考えた場合、ちょっと厳しい言葉であると思う。本来は義務であって欲しいが、さまざまな理由で参画できない人もいるので、強制することはできない。
- ・ 市民の責務は、市民自治を促進するように努めることと市政に参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

## 市民と市の共通の責務について

それぞれの立場に応じた役割を果たすこと。

提案、企画、活動などすべての局面において、対等、平等、公正にパートナーシップを発揮すること。

本市に隣接する他の自治体、国、国際社会の連携と相互理解を深めながら行うこと。

人材育成に積極的に取り組むこと。

## 市の責務について

市は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を公開し提供すること。

市は、総合的な環境整備、活動場所の提供、財政支援など、予算の範囲内で適切な施策を実施すること。

市は、市民参画の機会の確保に努めなければならない。

市は、市民参画の方法の調査及び研究に努めなければならない。

市は、市民が市民参画の意義について理解を深めることができるよう努めなければならない。

- ・ 市政ニュースの全戸配布は市の役割、その情報を知らないのは、読まない市民の責任
- ・ 情報を広く知らしめる方法を考える。現在は市政ニュースやホームページ。
- ・ 転入者等に参画条例を配布して推進していく
- ・ 小・中・高で地域学習の一環として、市民参画の学習をすることも人づくり。

## 【論点4】

### 具体的な参加手法について

市民政策提案手続き    パブリックコメント    公聴会(手法としてワークショップ・シンポジウム・フォーラム・電子会議など)    審議会    住民投票

- ・早い段階から参加していくために具体的な参加手法を2つ以上用いて市民参画の機会を確保しなければならない。

### 市民参画の対象

基本構想の主な計画策定及び変更

基本方針を定める条例の制定及び改廃

市民に適用され影響を及ぼす制度の導入及び改廃

新たな税目を起こす市税の賦課徴収に関すること

公共の用に供される施設の設置に係る基本計画の策定又は変更

- ・市民参画の手法を用いなかった場合、誰がチェックするのかについても考える必要はある。また、市民側からも市民参画の手法を用いていないと訴えることができるようにする。

### 市民が参加しやすくするために

市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう)は、当該執行機関に置く審議会その他の附属機関等の会議を公開するよう努めること。

実施機関はできるだけ早い時期に市民参画の方法と時期について公表するものとする。おおむね実施日の14日までとする。

- ・多様な立場の市民の参加を促進するために、審議会や公聴会の開催場所・日時に配慮する。
- ・市民への周知方法    自治会等に協力してもらい、地域住民に連絡をしてもらう。

### 審議会について

- ・選考の透明性を確保するため選考基準を明らかにする。特に団体からの推薦についてはその団体を選んだ理由についても公表する。公募委員の選考については、外部の学識経験者なども選考委員に入れる。
- ・公募委員の割合は定数の2割以上とする。
- ・審議会の委員構成は、広く市民全般の意見を反映できるよう、男女比・年齢構成・地域構成・他の審議会の重複に配慮する。特に男女比についてはどちらかが4割

を下回ってはならない。

- ・ 審議会の委員構成について、市民は所定の方法に基づき意見を述べ、回答を求めることができる。
- ・ 会議は原則として公開とする。会議の日程・場所・議題については、HP、市政ニュースで事前に広報する。議事録は、市民からの求めに応じ、原則（非公開情報を除き）公表。
- ・ 公募をしても委員が集まらなかった場合は仕方がないが可能な限り委員構成に配慮する。

## 住民投票

市民参画と協働の充実を図るために市民の総意を確認する必要があるときには、市政運営の重要事項について、住民投票を行うものとする。

## 【論点5】

### モニタリングのための仕組みについて

モニタリングとして審議会を設置すべきである。（参考 旭川市 15 条～17 条）

- ・ 審議会の役割は（仮称）市民参画条例の進行管理、条例がきちんと活用されているかどうかの確認

審議会の役割を具体的に条例に盛り込めるか

- ・ 市民の手によるまちづくりを保障するのが審議会なので、細かくは規定しないほうがいいが、役割は明記すべき。

### 推進計画や年次報告について

計画や年次報告も明記していくべきである。

計画や報告は市だけでなく各種団体も出すべき。

市民参画の活性化になる。また広く市民に知らしめることが必要。

### 市の体制や組織などの改善の必要性や提案について

参画と協働を推進していくために市は適切な措置を取る。

市民参画を推進していく新たな組織は必要

- ・ 条文に掲載するか否かは別にして市民参画ならどこに相談するか等、窓口の一本化は必要。

## 【論点6】

～参画・協働の基盤づくりや仕組みづくりについて～

市民参画をすすめるにあたって、コミュニティ組織の整備と人材の育成が必要である。

### 人材の育成について

- ・リーダーやコーディネーターなど、市民参画を進める担い手の育成、中間支援機能の充実強化が必要。地域の人材の育成について市の支援も必要（研修や講義など）
- ・自治会の会長等が本来は市民参画の推進役になるべきである

### コミュニティの整備

- ・地域コミュニティの範囲は小学校区が適当ではないか。  
（集合場所の確保や集まりやすさを考慮して）
- ・自治会等を含んだ市民協議会みたいな組織をつくるのはどうか
- ・地域の様々な団体を束ねたラウンドテーブル的な場をつくってはどうか

### 参入の機会の確保や拠点の整備等について

- ・狛江市や宗像市は、参入の機会の確保が明記されているが、先進市の成功事例や実際はどうか知りたい。
- ・西宮市の指定管理の状況のうち、地区市民館の運営をする各地区市民館運営委員会の事例が、参考になるのではないか。

## 【論点7】

議会の責務・議員の責務について、加えてほしい。

## 火曜日グループ「論点整理まとめ」

### 〔論点1〕

#### 西宮市の特色

- (1) 野球の聖地「甲子園球場」を始めとするスポーツ施設が充実したまち
  - (2) 山、川、海、平野などの良好な自然環境と温暖な気候に恵まれたまち
  - (3) 「教育・学習の充実と文化の振興」を基調とする個性豊かな住宅都市
- これらの特色をより質の高いものへと充実発展させるとともに、潜在している問題点も改善しなければならない。

#### 市民が願うこと

- (1) 市民の声がもっと市政に届くまちにしたい
- (2) 市民の力を市政に活かして欲しい
- (3) 市民は市の政策立案から参加したい
- (4) 情報が共有できるまちにしたい
- (5) 参画と協働によるまちづくりによって子どもたちの笑顔が輝くまちにしたい
- (6) 市は市民の権利を守り、市民はルールを守り責務を果たすまちにしたい

#### 条例制定への市民の想い

「まちづくりの主役は市民である」との信念のもとで、市民参画と協働を市民の身近なものにするためには、これらについて、わかりやすいルールや利用しやすい仕組み、更には評価システムも定めて欲しい。この条例を制定することにより、1人でも多くの私たち市民が市とともに考え行動して「誰もが住みたい、住み続けたいまち 西宮」の実現をより一層推進して次世代に引き継いでゆきたい。

### 〔論点2〕

#### 1. 参画と協働

##### (1) 用語の定義

参画とは 市の政策立案、実施、評価に至るまで市民が自己の意見を反映させるため、発言や提案等により決定に関与することをいう。

協働とは 市と市民がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚して行動し、信頼関係を構築しつつ相互に補完することをいう。

##### (2) 参画と協働の基本原則

#### 参 画

すべての市民は参画の権利を有し、その機会は平等に与えられる。

市は市民が持つ知識、経験、感性等を尊重する。

市は市民の真摯な意見に迅速かつ的確に対応すると共に、施策に反映させるよ

う努める。

## 協働

市と市民は対等の立場でお互いの役割を理解して連携しながら行動し、相乗効果をめざす。

## 2. 情報共有

- (1) 「市が持っている情報は市民のものである」ことを基本にして、市は保有する情報を市民に提供し市民との情報共有に努める。
- (2) 情報は多岐にわたるため、市民それぞれに情報の必要内容度合いが異なる。必要とする市民には詳細な情報が伝わるような仕組みを作る。
- (3) 個人情報の保護に留意する。
- (4) 情報提供のため次の手段を活用する。

- 市の広報誌
- テレビ・ラジオ・一般紙
- 市のホームページ
- 市民説明会
- 市民講座等

### 〔論点3 - 1〕

#### (1) 市民参画や協働の主体

##### ア) 市民の定義

市民とは「住民」に限定せずに「広義の市民(市民等と表示)」とする。

- 市内に住所を有する者
- 市内の学校に在学する者
- 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人並びにその他の団体
- 当該事案について市の執行機関が認める者

##### イ) 市民等の役割・責務

市民は、市政に関する情報を知る権利を持つと共に市政に参画する権利を持つ。

市民は、市全体の利益を考慮することを基本とし、意見と行動には責任を持ち役割を自覚する。

市民は、市民参画・協働を積極的に支援する事業者に対しては、その支援に応えるよう努める。

市民は、参画・協働・コミュニティ活動に積極的に関わるよう努める。

#### (2) 市民団体について

##### ア) 自治会、社協、NPOその他の市民団体の定義

「市民公益活動」を定義し、その活動を行う団体を「市民公益活動団体」と総称する。



## イ) 市民団体の役割

- ・「市民公益活動団体」は、テーマ別の専門性や地域性等の分野で特性を持っている。
- ・「市民公益活動団体」は、市行政にとって行政サービスの協働団体である。
- ・「市民公益活動団体」は、市民にとって地域社会や住民が抱える課題を共有し、その特性を活かして解決する良きパートナーである。

## (3) 事業者の定義、役割

- 「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う個人又は法人である。
- 「事業者」は、市民や市と協力しあって、地域の発展向上に貢献するよう努める。
- 「事業者」は、社会的な役割を自覚し、市民参画・協働を自主的に支援する。

## 〔論点3 - 2〕

### 市の役割・責務

市と議会を個別に定める。

市は、市政について市民等に積極的に情報を公開する。

市民等からの提案、要望、苦情等について説明責任を果たすとともに、施策に反映させるよう努める。

事業者が自主的に行う市民参画・協働への支援を評価する。

活発な市民参画・協働・コミュニティ活動が行えるよう、体制や組織の改善、効率的支援、職員教育等の整備に努める。

議会は、市民等と情報の共有をはかり、市とともに、市民参画、協働及びコミュニティを推進するよう努める。

## 〔論点3 - 3〕

### (1) 参画・協働の担い手の相互連携について

情報を共有し、相互に連携でき、情報を共有する連絡会(ネットワークシステム)を設置する。

目標を共有し、目標達成のために向けた自主的な役割を果たす。

対等・平等な立場で理性的に行動し、公正な判断をする。

人材を育成し、それら育成者を活用する。

### (2) 市民・市民団体等と市行政のあいだの役割分担、連携について

地方・地域分権の流れと行政サービス・市民ニーズの多様化や高度化に対処するため

市は、行政サービスについて市民公益活動団体等に協働の機会を拡大する。

市は、市民公益活動団体と適正な協働を図るために「行政サービス登録制度」を創設し、その登録団体を支援する。

市は、「地域活動推進セミナー」を企画して住民リーダーを養成するとともに、地域住民の市職員の中から地域担当者を任命する。この人達の協力を得て、小学校区又は中学校区単位

で、単位自治会の上部組織として地域コミュニティ組織（「地域市民協議会」のようなもの）を設立（改組）する。

#### 〔論点４〕市民参画の具体的な手法

##### 〔論点４－１〕全般的なこと

##### （１）具体的な参加手法

市民参画の実施主体により、次の２つに区分して具体的な手法を定める。

###### <市が実施主体で行う市民参画手続>

- ・パブリックコメント手続（市民意見提出手続）
- ・審議会等（委員会、協議会並びに審議会等）
- ・市民説明会（意見交換会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等）
- ・ワークショップ

市には、上記４つの市民参画手法の中から１つ以上の手法を実施することを義務付ける。

###### <市民が請求する市民参画手続>

- ・市民政策提案制度（仕組み・フローチャートは別紙参照）

##### （２）どのような市の活動を、参加の対象とすべきだろうか。

###### <市民参加の対象となる行政活動>

市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更

市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民等に義務を課し、市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃

規則で定める大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更

市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

###### <市民参加の対象とならない行政活動>

軽微なもの

緊急に行われなければならないもの

法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

市の機関内部の事務処理に関するもの

市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

##### （３）できるだけ早い段階からの参加を可能にするために、どうしたらよいか。また、条例にどのようなことを盛り込んだらいいのだろうか。

市は、年度当初に市民参画の事業内容・担当部局・参画手法・実施(予定)時期を定めた市民参画計画を作成し、第三者機関( )の検証を経て公表する。

[論点５](１)の「市民参画推進・評価委員会(仮称)」を想定しています。

この早期公表で、市民の「政策提案」や「ワークショップ」による計画段階からの参画及び適切な「パブリックコメント」等の実現を図りたい。

実施1ヶ月前までに、市政ニュース、宮っ子、ホームページ、報道機関への情報提供、担当課窓口及び支所への備付け等により市民等にその内容を知らせる。

**(4) 参加した結果がどうなったかを明らかにするために、どのようなことを盛り込んだらいいのだろうか。**

実施後、その結果を、市政ニュース、宮っ子、ホームページ、報道機関への情報提供、担当課窓口及び支所への備付け等により市民等に知らせる。

市は、年度当初に前年度の市民参画実施内容を自己評価のうえ、「市民参画推進・評価委員会(仮称)」の検証を受ける。

**(5) 市民が参加しやすくするには、どういうことを盛り込んでおいたらいいのだろうか。**

- ・ 市民参画テーマが「市民の生活に直接どう関わるのか、それによる市民のメリットは何か」等、テーマの重要性を市民等へ事前にPRしておく。
- ・ 参加しやすい「市民政策提案制度」を作る。

**〔論点4-2〕個々の参加手法に関して**

**(1) パブリック・コメント手続(市民意見提出手続)**

現行の要綱の内容のままでよいか。改善すべき点はないか。

要綱第3条では、市民参加の対象を「まちづくりについての基本的な方針を定める計画等の査定又は重要な改定」と狭い範囲に限定している。対象範囲の拡大が必要である。

要綱第8条では、運営委員を「市職員のみ」としている。市職員を含めた「市民参画推進・評価委員会」で審議すべきである。

要綱から条例に格上げする。

**(2) 審議会等**

審議会の委員の構成(公募のあり方なども含め)、会議の公開、議事録の公開など、現行の指針の内容のままでよいか、改善すべき点はないか。

市民の意見が反映されるよう、職業の偏りを排除し、男女比、年齢構成、地域構成を配慮する。多忙な学識経験者や兼職が多く名誉職にある高齢経営者・団体代表者を委員に委嘱せず、真に市政に関心のある「公募による市民」を原則としてすべての審議会等で複数名ずつ委嘱して、その活性化を図る。

会議及び議事録の公開を行う。

指針のままでよいか?

**(3) 市民政策提案手続**

市民政策提案の制度が必要か。その要件や手続きはどのようなものがよいか

市民等が行政と同等のイニシアティブを確保するため、この条例に「市民政策提案制度」を必ず定めておかなければならない。(仕組み・フローチャートは別紙参照)

#### (4) 行政評価への市民参加

行政評価への市民参加として、どういうことを盛り込めばよいか。

〔論点5〕(1) モニタリング機関 でまとめて記述。

#### (5) 住民投票

**住民投票は、盛り込む必要があるかどうか。**

市民等と行政、議会との間で合意形成に至らない場合、市民参画の最後の手段として、住民(選挙民)に最終的な判断を仰ぐという「住民投票制度」は必要である。

この発議権は住民のみに限定し、発動にあたっては投票資格者総数の10分の1程度のハードルを設け、安易な乱発を避ける。

市民がイニシアティブを取るためにも、住民投票を実施するか否かの決議を議会に委ねる内容の条例にしない。

#### (6) その他

意見交換会、ワークショップ、公聴会、フォーラム、シンポジウム等について、どのように盛り込めばよいか。

これらを「市が実施主体で行う市民参画手法」として定める。3頁〔論点4-1〕(1)のとおり。

#### 〔論点5 - 1〕

##### (1) 審議会などの第三者機関を設置すべきか。その構成や役割をどう考えるべきか。

市長の附属機関として「市民参画推進・評価委員会(仮称)」を設置する。

- ・次に掲げる者の中から、市長が委員として委嘱又は任命し、その定数は15人以内とする。

公募による市民

市民公益活動団体を代表する者

学識経験者

市の職員

その他、市長が適当と認める者(関連する事業者を含む)

ただし、公募による市民委員は委員総数の3分の1以上とする。

- ・次の事項について審議する。

市民参画手続の実施結果及び実施計画に関する検証、評価及び答申

「市民政策提案制度」における市民提案への評価及び答申

以外の、市民参画、協働及びコミュニティ活動の運用に関する事項

市民参画、協働及びコミュニティ活動の企画並びに推進に関する事項

市民参画条例の改正又は廃止に関する事項

その他、市が必要と認める事項

- ・市は、「市民参画推進・評価委員会」において審議された内容を公表する。

**〔 2 〕 参画・協働を推進するために、「推進計画」や「年次計画」を盛り込むべきか。**

「市民参画推進・評価委員会」において「市民参画」に関する「実施結果」や「実施計画」を検証・評価し、答申する。

**〔 論点 5 - 2 〕**

**参画・協働を推進していくために、市の体制や組織などを改善する必要はないか。具体的な改善の提案ができるだろうか。あるいは条例に盛り込むことができるか。**

- ・参画・協働・コミュニティ活動を推進するため「市民活動支援課」を組織変更する。  
課内に「参画・協働推進グループ(仮称)」を立ち上げ、優先順位を定めその分野に特化する。  
まず、「地域コミュニティ組織(地域市民協議会)」の設置、「西宮市市民交流センター」の改組、「行政サービス登録制度」の制定に着手するべきではないだろうか。  
課内の仕事の一部を外部委託する。  
公民館・市民館の管理やコミュニティ協会の運営(「宮っ子」の編集も含める)を市民公益活動団体等に事業委託させてはどうか。(「市民祭り」の運営事務は?)
- ・「西宮市市民交流センター」をボランティア・NPOの支援拠点(「ボランティア支援センター(仮称)」)と位置づけ「協働コーディネーター」を置いて、次の事業を行う。  
ボランティア団体やNPO等(「会員」)の運営や活動に関する相談及び支援を行う。  
会員から公益活動の実施情報を収集し発信する。  
会員の取りまとめ、会員間の連携及び交流を行う。  
市民等から市民公益活動に関する情報収集に努め、市と連絡調整して協働の機会を拡大し創出する。  
市民公益活動に参加する人材の募集・育成、専門家の育成及び交流を行う。  
市民公益活動に関する調査及び研究を行う。  
市民公益活動のために、同センターに施設及び設備を利用に供する。

**〔 論点 6 〕**

参画・協働のための基盤づくりや仕組みづくりはどうあるべきか。

利用しやすい「市民政策提案制度」を制定する。

「市民活動支援課」の組織変更と「西宮市市民交流センター」の改組を実施する。

「組織変更した市民活動支援課」と「改組した西宮市市民交流センター」(ボランティア支援センター)が役割分担を決め、互いに連絡調整しながら活動する。

**〔 論点 6 - 1 〕**

( 1 ) 参画・協働を推進するため、人づくり、コーディネーターの必要性、中間支援機能の充実強化等が挙げられているが、具体的な提案ができるだろうか。

人づくりのための支援組織

- ・「リーダーの育成」については、団体の自主性を尊重しながら「市民活動支援課」と「ボランティア支援センター」が協力して企画実行する。
- ・「メンバーの育成」については原則として当該団体が行うものとし、要請に応じて「市民活動支援課」と「ボランティア支援センター」が協力して支援する。
- ・コーディネーター設置と中間支援機能については「ボランティア支援センター」に求めたい。

( 2 ) 「市民等と行政の話し合いの場」や「市民同士がお互いに話し合う場」をつくることが挙げられているが、具体的な提案ができるだろうか。

・「市民等と行政の話し合いの場」

「市民活動支援課」の協力を得ながら、テーマごとに市の担当部が「フリートーキング」の場や「市民参画手法」を使った会合を開催する。

・「市民同士がお互いに話し合う場」

公民館等を利用して、地域市民協議会や各団体（自治会を含む）の中で、市民同士が自由闊達に話し合う。市の職員も参加できる会合にする。

〔論点 6 - 2〕

「市と市民等のあいだの協働」や「市民同士の協働」をすすめていくために、どのような仕組みが必要だろうか。

- ・「市民活動支援課」の組織変更、「西宮市市民交流センター」の改組、「地域コミュニティ組織（地域市民協議会）」の設置により協働の活性化を図りたい。

発案者区分による「政策提案」の種類

発案区分	原案作成段階	原案完成以降
< 行政発案型 >	市が政策等の原案を作成	<p>「市が実施主体で行う市民参画手続」へ移行。</p> <p>パブリックコメント手続・審議会等・市民説明会・ワークショップを実施</p>
< 市民発案型 >	<p>市民が政策等の原案を作成</p> <p>市民と市が協議・調整</p> <p>(市民が作成した原案を市が採択) ここまでが「市民政策提案手続」</p>	<p>「市が実施主体で行う市民参画手続」へ移行。</p> <p>パブリックコメント手続・審議会等・市民説明会・ワークショップを実施</p>
< 市民・行政協働型 >	市民市協働して政策等の原案を作成	<p>「市が実施主体で行う市民参画手続」へ移行。</p> <p>パブリックコメント手続・審議会等・市民説明会・ワークショップを実施</p>

・市民等による「市民政策提案」を活性化させるには、懸賞論文募集的な手法で対処できないだろうか。

例：審議の対象となった全ての提案に対して、提案賞(1万円) 優秀提案賞(5万円) 最優秀提案賞(10万円) を授与する 等々。

## 《市民発案型》「市民政策提案手続」のフローチャート

<別紙 2 >

提案者が「提案申請書」を市の担当部に提出する。

市の担当部は、提案者から提案概要について説明を受ける。  
市の担当部から提案者に、この制度の仕組みを説明する。

担当部が対象事項に該当するかをチェックする。

提案者に回答する。該当しなければその理由を付す。  
該当しなかった理由を後日「第三者機関」で報告する。

該当すれば、提案者が市民(10or30)人以上の署名を集め、市の担当部に提出する。

提案者グループがプレゼンテーションを行う。

「第三者機関」メンバーと  
市の担当部員が参加する。

参加した委員会メンバーと市の担当部員が審議して、採否を決定する。

提案者に回答する。不採択であればその経緯と理由を公表する。

採択すれば、提案者は担当部と協議して政策等の趣旨、目的、内容を詰める。

《 市民による原案完成 》

市は、市民政策提案として公表するとともに、経緯と採択理由についても明示する。

(「市が実施主体で行う市民参画手続」へ移行)



## まとめ

前 文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キーワードを集約する・「市民発 市民着」を入れる・「西宮らしさ」(特色)を出す</li> <li>・西宮の未来像を期待を込めて表示する(～な、まちにしたい)・わかり易く表現する</li> </ul>	
参 画	市民力の向上 (市民がイニシアティブを取る)	「市民政策提案制度」制定
		「住民投票制度」制定
協 働	市民への支援 市民公益活動団体の活動を支援	「市民活動支援課」組織変更
		「西宮市市民交流センター」改組
		「行政サービス登録制度」制定
コミュニティ	情報の共有化 自治会活動の活性化	「地域市民協議会(仮称)」設置
モニタリング	条例運用の監視・評価・答申・企画・推進	「市民参画推進・評価委員会(仮称)」設置

### 《 自治会活動していて感じること 》

「自治会」とは、共益と交流をめざす地縁組織である。

・自治会(特に会長)の役目

1. 住民の交流を図る。盆踊り、花見(懇親会)、地区(神社・地蔵)祭り、運動会、球技大会、旅行等の実施。

(自治会の上部組織として「地域市民協議会」の設置が必要)

2. 住民に知らせる。市からの連絡・依頼事項や他自治会の活動振り等の情報を入手し、住民に知らせる。

(自治会の上部組織として「地域市民協議会」の設置が必要)

3. 住民に聞く。住民から課題や要望を汲み上げ、叶える。(「自治会」だけで解決できないものは「市」に相談し、「市」(行政)だけでは解決できないものについては「市民公益活動団体」の活用を検討する。)

(「市民活動支援課」の組織変更、「西宮市市民交流センター」の改組、「行政サービス登録制度」の制定が必要)

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 平日昼グループ(要旨) <論点1～7までのまとめ>	
日時		場 所
出席者	平日昼グループ 8名(黒木、前川、松本、和田、安保、鈴木、橋本、土井)	
	職員 1名(武林)	
内 容	<p><b>1. 【論点1】(前文など)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民参画や協働を通じて、西宮市を市民に開かれたまちにしていく。</li> <li>・ 西宮市の良さ、恵まれた自然環境を残していくことや文教住宅都市であり続けるために市民参画や協働をどう使っていくか。</li> <li>・ 市民参画と協働は、市民の自立性や自主性が求められる。</li> <li>・ 市民一人ひとりや地域に合ったサービスが求められており、それを達成させるためには従来の行政サービスでは限界がきており、市民が主役となって進める市民参画や協働がそれを解決するひとつの手段である。</li> <li>・ 市民参画と協働により、「誰もが住みたい、住み続けたいまち西宮」を実現する。</li> </ul> <p><b>2. 【論点2】(基本理念)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民(事業者・市民活動団体を含む)と市ならびに議会は、協働の関係を築き、相互の信頼関係によって確立した市民参画による自治の実現と発展に努める。</li> <li>・ 市民と市ならびに議会は、市民参画を推進するために、それぞれが有する情報の提供及び共有に努める。</li> <li>・ 市ならびに議会は、市民参画に対する市民意識の醸成や市民活動の促進に努める。</li> </ul> <p><b>3. 【論点3】(定義)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民とは： <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に住所を有する者</li> <li>市内の事務所又は事業者に勤務する者</li> <li>市内の学校に在学する者</li> <li>市内に事務所、事業所を有する個人及び法人その他の団体</li> <li>当該事案について利害関係を有する者</li> </ul> </li> </ul>	

- ・ 参画の定義：
 

市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民が積極的に参加、広範囲な市民の意見を反映させることにより、市民が主体となってまちづくりの推進をすることをいう。
- ・ 協働の定義：
 

市民と市とがそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら信頼関係を構築し、相互に補完及び協力をして公共的活動を行うこと
- ・ 市民の権利と責務：
 

市民は市政に関する情報を知る権利を有し、市政に平等、公平な立場で参画する権利を有する。

市民は住民自治の基本に立ち、持続可能なまちづくりを進めるための効率的な市政運営が行われるよう、市民は市と協働しなければならない。

市民は自らの意見と行動に責任を持ち、市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)に積極的に関わるように努める。
- ・ 市の責務と役割
 

市は、基本理念に基づき市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、適切な施策を実施する。

市は市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)を推進するために、情報の共有を図り、様々な機会を創出するように努める。

市は市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)の推進の重要性が市民等及び職員に浸透するように啓発、研修を積み普及活動を実施する。
- ・ 議会の責務と役割
 

議会は市民等と情報の共有化を図り、市とともに市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)を推進するように努める。

#### 4 . 【論点4】(参画の対象と手法)

- ・ 参画の対象：
 

総合計画等の市の基本的政策を定める計画

市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言

市の基本的な条例の制定改廃

市民の生活または事業者の事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃

市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定改廃

その他市民参画手続が必要とされるもの
- ・ 参画の手法：
 

「市民政策提案手続」 この提案は市内に居住する市民 10 人以上の連署をもって行うことができるものとし、市の機関は受理後速やかに総合的に検討し、その結果を提案者代

表に通知するものとする。提案内容及びその結果も別途市民に公表する。

「市民意見提出手続」 市は市民生活に重要な影響を及ぼす市政運営上の諸施策の制定、改正、変更等にあたり、幅広い市民の意見聴取をその制定等の早い段階から行なわなければならない。

「住民投票」 選挙権を有する市民が市政運営上重要な課題については、5万人以上の市民の連署をもって、住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を確認するための住民投票を実施しなければならない。市及び市長は住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。

「審議会等」 市の機関が条例等により設置する各種の審議会等は専門的、学術的分野の観点から市民のみの人選では対応できない場合を除き、出来る限り幅広い市民から公募・選考し市民参画と協働の基本に立ち、その運営を図らなければならない。

#### 5. 【論点5】(参画と協働の推進機関・チェック機関)

- ・市は参画と協働の推進計画の策定する(5カ年計画)
- ・参画と協働担当部署の設置
- ・市民参画及び協働の推進会議の設置

市民参画と協働が全市的に有効に機能しているかの評価機関として市政運営全般にわたって検討できる「市民参画及び協働推進会議」(以下「推進会議」という)を市長直轄の機関として設置する。

- ・推進会議の役割と権利

市民参画及び協働の推進計画に対する推進状況を総合的に評価

市民参画及び協働の方法の研究並びに改善

本条例の見直しに関する事項

市民参画及び協働の推進に関する基本的事項

推進会議は市民参画及び協働の推進に関する事項に対し市長に意見を提出する

- ・推進会議の構成

その人選は市民公募による市民委員を2分の1以上として学識委員、市職員等で構成する。

その開催も市民の意見をより吸収できるように月1回以上の開催を行うものである。

#### 6. 【論点6】(地域コミュニティにおける参画と協働)

- ・市民の役割と責務：地域の課題を共有し解決に向かって行動する
- ・市の役割と責務：財政的な支援等を含め適切な施策を講じ、活動の場所も提供する
- ・市民は、地域活動(コミュニティ活動)を小学校区単位で実現するための組織として「地区市民協議会(まちづくり協議会)」を設立することができる。
- ・「地区市民協議会(まちづくり協議会)」は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、自治会等地域のあらゆる公益的な活動している組織・団体と連携しながら協働してまちづくり

を推進する。

- ・ 代案として既存の組織（西宮コミュニティ協会）を再生し、地域コミュニティの活性化を図る方法もある。
- ・ コミュニティアドバイザー・コーディネータの育成、人づくり(地域リーダー研修会の実施)
- ・ 市職員の地域担当者制度の創設 地域コミュニティの活性化の責務を負う

## 7.【論点7】（議会について）

- ・ 市会議員の活動報告について（情報公開というポイントにおいて）

市民の声を市政に反映させるというのは市民が選挙で選んだ市会議員。全議員に活動報告を義務付け説明責任を持ってもらう。

- ・ 自治基本条例の必要性

「市長」、「行政」、「議会」、「議員」、「住民(事業者を含む)」、各々の役割と責任の明確化と基礎自治体としての憲法の必要性

- ・ 市ならびに議会は、市民参画に対する市民意識の醸成や市民活動の促進に努める。
- ・ **議会の責務** 議会は激動する社会情勢の変化に鑑み、絶えず市民の民意をくみ取ることに最善を尽くし、議会は会議を市民に公開するとともに、議会が保有する情報をすべて民主的に市民に公開して共有しなければならない。
- ・ 審議会になぜ多くの市会議員が委員として参加しているのか理解できない。

- ・ **議会の責務と役割**

議会は市民等と情報の共有化を図り、市とともに市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)を推進するように努める。

- ・ 議会基本条例の策定を促す必要性。(三重県議会 基本条例の研究)
- ・ 議会改革のポイントが多く存在する。
- ・ 議会の責務、議員の責務を明確化する必要がある。
- ・ 行政改革も必要だが、議会改革も必要。(無駄が多すぎる)
- ・ 市民参画と協働に関して、3つのポイントで市議選告示に合わせて候補者全員にアンケートを取ることを提案する。

「市民参画と協働」に対する基本的な考え方について

地域コミュニティの活性化や再生に対し、「市民参画と協働」というポイントからの政策提言は？

議会における「市民参画と協働」はどういう手法が考えられるか？議会改革についても言及して欲しい。

(仮称) 市民参画条例策定委員会 土曜日グループ論点整理

【論点1】

市民参画・協働によって、どういふまちを作りたいのか、市民参画条例を策定する意義を明らかにしよう

(主な意見)

- ・ 西宮のイメージをキーワード的に盛り込む
- ・ “ キャッチフレーズ ”が必要
- ・ いごちがよい、心地よいまち(なんとなく住みやすい)

(まとめ)

- ・ 典型的な都市型コミュニティ社会(全国でも稀なマンション乱立市)
- ・ 市民自身が住み続けたい“キラリとひらかれた『住民参画』のしくみづくり”
- ・ “市民発、市民着”(市民から出て、市民へ戻る キーワードとして利用)

【論点2】

市民参画や協働の理念と基本原則など

(主な意見)

- ・ 理念はすっきりしたほうが良い

(まとめ)

- ・ 市の意思を作っていく過程における、準備段階・意思形成そのものの段階・意思決定時、又その後の事態についても常に協働の形が保たれること 基本原則
- ・ 西宮の特徴を生かした快適なまちをつくるために“市民の総意が結集する制度” 理念

【論点3】

市民の定義、範囲と関係者の責務

(主な意見)

- ・ 西宮市の生活する全ての人、何らかの恩恵を受ける人も含めるような表現必要
- ・ 市民の範囲を広くとれば、参画の仕組みの問題も出てくる

(まとめ)

- ・ 宗像市の2条・は非常に良くできているので採用

(宗像市)

第2条

(1) 市民等次に掲げるものをいう

ア．市内に住所を有する者

イ．市内の事業所又は事業所に勤務する者

ウ．市内の学校に在学する者

エ．市内に事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

オ．当該事案について利害関係を有する者

・ 市の責務について『静岡市市民参画推進条例素案』が非常に良くできているので採用

(1) 市は、市民が市政について考え、市政に参画できるよう、市政に関する情報を市民に対し積極的かつわかりやすい形で提供しなければなりません

(2) 市は、市政について市民が十分に理解できるよう、市民に対し適切かつ誠実に説明責任をはたさなければなりません

(3) 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するように努めなければなりません

(4) 市は、広い市民の意向を的確に把握し、市政に反映されるよう努めなければなりません

(5) 市は、市民参画の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めなければなりません

(6) 市は、市民参画に対する市民意識の醸成や市民活動の促進に努めなければなりません

・ 市民の責務について『和光市 第3条 』が非常に良くできているので採用

(和光市)

第3条

市民は、市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努めるものとします

2市民は、市民参加に当たり、自らの意見と行動に責任を持たなければなりません

・ 議会について『和光市 5条』が非常に良くできているので採用

(和光市)

第5条

議会は、市民と情報の共有を図り、市民や市の機関と協働し、市民参加を進めるよう努めるものとします

【論点4】

市民参画の具体的手法について

(主な意見)

- ・ 市民参画の機会は保障されなければならない
- ・ 市民の範囲を広くとれば、参画の仕組みの問題も出てくる

(まとめ)

- ・ 市民参画の手法とは

パブリックコメント

審議会

政策案提案 (現在制度がないので新たに作る提案)

住民投票 (現在制度が無いので新たに作る提案)

ワークショップ (声を出したくても出せない人の声を吸い上げ)

ワークショップは、言い放し、聞きっぱなしでは市民参画にならない。必ず返答があるのでファシリテーターがうまく導入しなくてはならない

現在ある仕組み (まちかどトーク・ワーク・レク、「NPOと行政の協働会議 (公益活動市民団体との協働のための基本指針)」など

「市民の声」制度の活性化

その他、仕組みがないものについては、新たに作れるよという条文

個々の市民が、参加、不参加を任意に選ぶのに必要な意味ある情報が提供されていることが前提で、参加したいと思う人は誰でも参加する機会が実質的に保証されている

【論点5】

モニタリングのしくみについて

市の仕組みや体制

(主な意見)

- ・ 監視や評価のモニタリングは必要であるが、詳細は別の条例で定めるのがよい
- ・ 審議会等の組織が必要

(まとめ)

- ・ 市民が参画する上で、必要な課を集めることが出来る総合的な場の設置の努力
- ・ 市の体制や組織について『旭川市 第16条』が非常に良くできているので採用



(旭川市)

第6条

推進会議は、市長の諮問の応じ、次に掲げる事項について調査審議する

- (1) 市民参加の推進状況に対する総合評価
  - (2) 市民参加の方法の研究及び改善
  - (3) この条例の見直しに関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加に関する基本事項
- 2 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べる事が出来る
- ・市民が参画する上で、必要な課を集める事が出来る総合的な場の設置の努力が必要

【説明責任について】

- ・年度始めに計画を公表して、年度終わりに結果の公表をする必要があるのではないのか。
- それがアカウンタビリティ（説明責任）みんなで結果を評価しあう仕組みが必要

【論点6】

参画協働のための基盤づくりや仕組みづくり

(主な意見)

- ・「市民と行政の話し合いの場」とか「市民同士がお互いに話しあう場」をつくる事が挙げられているが、具体的な提案ができるだろうか、あるいは、条例にどのように盛り込むことができるだろうか
- ・自治会などの地縁系組織とNPOや学生などが接点を持てるような仕組みが必要などではないか（場の提供） 担い手作りの場

(その他)

- ・市民参画の対象について  
まちづくりに関する計画は、全てとは言わないが、市民参画条例に基づいて、市民参画をしなければならぬような文言も必要ではないか
- ・市民参画の手法について  
市民参画を進めるうえで、ネットやブログと言ったデジタル的手法と対面での意見交換などのアナログ的手法を上手く活用して進める仕組みが必要
- ・市民参画だけでなく協働推進まで踏み込めるよというような条文作りがベスト